

就農準備・経営開始支援事業規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、宮城県就農準備・経営開始支援事業補助金交付要綱（令和6年1月16日付け農振第802号宮城県農政部長通知）（以下「交付要綱」という。）に基づき、宮城県農業経営・就農支援センターの構成員である公益社団法人みやぎ農業振興公社（以下「公社」という。）が実施する就農準備支援資金（以下「資金」という。）の交付等に関する取扱について定めるものとする。

(事業の内容)

第2条 就農に向けて、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和6年3月29日付け5経営第3176号農林水産事務次官通知。別記2の第5の1の（1）のイの（ア）に規定する研修機関）に基づき、宮城県が認める研修機関において研修を受ける者に対して、公社理事長（以下「理事長」という。）が資金を交付する。

第2章 交付要件等

(交付対象者)

第3条 理事長は、別に定める要件を満たす者に対して、予算の範囲内で資金を交付する。

(交付額及び交付期間)

第4条 資金の額は、交付期間1月につき1人あたり12.5万円（1年につき最大150万円）とする。また、交付期間は最長2年間とする。

なお、別に定める海外研修を行う者については、交付期間を最長3年間とする。

(資金の交付停止)

第5条 理事長は、別に定める事項のいずれかに該当する場合は、資金の交付を停止する。

(資金の返還)

第6条 交付対象者及び連帯保証人は、別に定める事項のいずれかに該当する場合は、資金の一部又は全額を返還しなければならない。ただし、病気、災害等のやむを得ない事情があるとして理事長が認めた場合はこの限りでない。

第3章 交付対象者の手続き

(研修計画の承認申請)

第7条 資金の交付を受けようとする者は、別に定める研修計画を作成し、その他理事長が必要と認める関係書類を添えて、理事長に提出し、計画の承認を申請する。

(研修計画の変更申請)

第8条 前条の承認を受けた者は、研修計画を変更する場合は、理事長に計画の変更を申請する。

(交付申請)

第9条 第7条の承認を受けた者は、別に定める交付申請書を作成し、理事長に資金の交付を申請する。

(研修状況報告)

第10条 資金の交付を受けた者（以下「交付対象者」という。）は、別に定める研修状況報告書を理事長に提出する。提出は半年ごととし、半年経過後、1か月以内に行う。

(交付の中止)

第11条 交付対象者は、資金の受給を中止する場合は理事長に別に定める中止届を提出するものとする。

(交付の休止)

第12条 交付対象者は、病気などのやむを得ない理由により研修を休止する場合は、理事長に別に定める休止届を提出するものとする。なお、休止期間は原則1年以内とする。

2 前項の休止届を提出した交付対象者が研修を再開する場合は、別に定める研修再開届を提出するものとする。

3 交付対象者が妊娠・出産又は災害により研修を休止する場合は、別に定める休止期間を設けることができる。また、その休止期間と同期間、交付期間を延長できるものとする。

(就農状況報告)

第13条 交付対象者は、研修終了後6年間、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月間の定める就農状況報告を理事長に提出するものとする。

なお、資金の受給終了後、引き続き、就農に向けてより高度な技術、知識等を習得するための研修、進学等（以下「継続研修」という。）を行う場合は、別に定める継続研修計画を作成し、第7条の手続に準じて、理事長に申請するとともに、継続研修開始後1か月以内に継続研修届を理事長に提出する。

(住所等変更報告)

第14条 交付対象者及び連帯保証人は、交付期間内及び交付期間終了後6年間に氏名、居住地、電話番号等を変更した場合は、変更後1カ月以内に別に定める住所等変更届を理事長に提出する。

(就農遅延報告)

第15条 交付対象者は、やむを得ない理由により研修終了後1年以内に、独立・自営就農、雇用就農又は親元就農が困難な場合は、理事長に別に定める就農遅延届を提出する。なお、就農遅延期間は研修終了後から原則2年以内とする。

(就農報告)

第16条 交付対象者は、研修終了後、独立・自営就農、雇用就農又は親元就農した場合は、就農後1か月以内に別に定める就農届を理事長に提出する。

(就農中断報告)

第17条 交付対象者は、研修終了後の就農継続期間中にやむを得ない理由により就農を中断する場合は、中断後1か月以内までに理事長に別に定める就農中断届を提出する。なお、就農中断期間は就農を中断した日から原則1年以内とし、就農を再開する場合は別に定める就農再開届を提出する。

(離農報告)

第18条 交付対象者は、交付期間終了後6年の間に離農した場合は、離農後1か月以内に別に定める離農届を理事長に提出する。

(返還申請)

第19条 交付対象者は、第6条に基づき資金の一部又は全額を返還しなければならない場合は、別に定める返還申請書を理事長に提出する。

(返還免除)

第20条 交付対象者は、第6条のただし書きの病気、災害等のやむを得ない事情に該当する場合は、別に定める返還免除申請書を理事長に提出する。

(申請窓口)

第21条 公社が申請の窓口となり、交付することを基本とする。ただし、就農予定地の市町村と調整の上、市町村を申請の窓口とすることができる。

(その他)

第22条 就農準備資金・経営開始資金の実施要綱第7の1の(1)の研修計画の承認を受

けているが、承認された交付期間に応じた交付が完了していない者は、別に定める研修実施申請書を作成し、理事長に提出する。

2 前項の規定により、研修実施申請書を提出し、第4章第11項の承認を受けた者については、別に定める手続を行うこととする。

第4章 みやぎ農業振興公社の手続き等

(研修計画の承認)

第23条 理事長は、資金の交付を受けようとする者から研修計画の承認申請があった場合には、研修計画の内容について審査し、審査の結果を申請した者に通知する。

(研修計画の変更の承認)

第24条 理事長は、研修計画の変更申請があった場合は、前項の手続きに準じて、承認する。

(資金の交付)

第25条 資金の交付申請を受けた理事長は、申請の内容が適当であると認めた場合は資金を交付する。

(研修実施状況の確認)

第26条 研修状況報告を受けた理事長は、研修機関や普及指導センター等の関係機関と協力し、「交付対象者の考え方」を満たしているかどうか研修の実施状況を確認し、適切な指導を行う。

(就農状況の確認)

第27条 理事長は、就農状況報告の提出のあった交付対象者の就農状況を、交付対象者が就農するまでの期間及び就農後、就農準備支援資金交付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間、半年ごとに確認する。

(就農遅延者の状況確認)

第28条 理事長は、交付対象者から就農遅延届の提出があり、その内容がやむを得ないと認められる場合、就農の遅延を承認し、就農に向けた取組状況を適宜確認するとともに、早期就農に向けたフォローアップを行う。

(農地の権利設定の確認)

第29条 理事長は、独立・自営就農する交付対象者から就農届の提出があった場合、農地の権利設定がなされているか確認する。

(就農中断者の状況確認)

第30条 理事長は、交付対象者から研修終了後の就農継続期間中に就農中断届の提出があり、その内容がやむを得ないと認められる場合、就農の中断を承認し、就農再開に向けた取組状況を適宜確認するとともに、早期就農再開に向けたフォローアップを行う。

(交付の中止)

第31条 理事長は、交付対象者から中止届の提出があった場合、又は第5条に該当する場合は、資金の交付を中止する。

(交付の休止)

第32条 理事長は、交付対象者から休止届の提出があり、やむを得ないと認められる場合は、資金の交付を休止する。なお、やむを得ないと認められない場合は資金の交付を中止する。

2 理事長は、交付対象者から研修再開届の提出があり、適切に研修することができると認められる場合は、資金の交付を再開する。

(返還決定)

第33条 理事長は、交付対象者から返還申請書の提出があり、申請の内容が適当であると認めた場合は、別の定めにより資金を返還させるものとする。

(返還免除)

第34条 理事長は、交付対象者から提出された返還免除申請書の申請内容が病気、災害等のやむを得ない事情として妥当と認められる場合は資金の返還を免除することができる。

(申請等窓口)

第35条 公社が申請の窓口となり、交付することを基本とする。ただし、就農予定地の市町村と調整の上、市町村を申請の窓口とすることができる。

(交付情報等の登録)

第36条 理事長は、研修計画、交付申請書等の提出があった場合、就農準備資金・経営開始資金交付対象者データベース（以下「データベース」という。）に交付情報等を速やかに登録するものとする。

第5章 その他

(その他)

第37条 この規程に定めるもののほか必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和6年6月14日から施行し、令和6年度予算にかかる交付金に適用する。
- 2 この規程は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合には、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この規程は、令和7年7月4日から施行し、令和7年度予算にかかる交付金に適用する。
- 2 この施行に伴い、改正前に実施しているものについては、なお従前の例によるものとする。ただし、様式等の扱いについては、別に定めるものとする。
- 3 この規程は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合には、当該補助金にも適用するものとする。